

## 篠山市原子力災害住民避難指針（案）

### ① 篠山市原子力災害住民避難指針の基本的な考え方

・原子力発電所で深刻な事故などが起こった場合の具体的な行動指針等は、「原発災害にたくましく備えよう（以下「ハンドブック」という。）」に基づき「篠山市原子力災害住民避難指針」に定める。

### ② 対象地域の区分

篠山市全域

### ③ 避難の実施の考え方について

#### 1 避難基準

原子力発電所で深刻な事故などが起こった時に原子力事業者が国や周辺自治体に状況を通報。（第十条通報）

第十条通報が出されたら、避難や避難の準備（小さな子どものあるご家庭や、高齢の方、体に障がいのある方など避難に時間が必要な方とそのご家族など）

もっと事態が深刻化すると、国から「原子力緊急事態宣言」（原災法第十五条）が出され、原発周辺の自治体には避難指示が出されます。周辺自治体に数えられていない篠山市に避難指示は出されない可能性があります。篠山市では市民の安全を最優先に考え、「とっとと逃げる」（早めに避難する）ことを勧めています。避難ができない方はきちんと締め切った屋内への退避。

市内の放射線量が高くなって、健康への影響がでるおそれが高まったら、国から「一時退避」や「避難指示」が発令。

避難情報などは防災行政無線、携帯電話への緊急速報メール、市のホームページなどで伝達する。

（ハンドブックより）

#### 2 避難の流れ

参考（舞鶴市）

#### 3 避難先

放射性物質は風によって運ばれ、風向、風速、雨、地形に左右されます。風下に入らない方向に避難。放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、南や西方向の避難先を定める。（ハンドブックより）

#### 4 避難手段

避難手段の考え方

篠山市においては、交通渋滞を避けるため公共交通機関での避難を原則とします。また、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせるよう努める。（ハンドブックより）

交通渋滞抑制策等について、関係府県相互に協議を行うとともに、内閣府、警察庁、道路管理者等の関係機関と調整する。

バスの確保

避難経路

避難中継所及び車両一時保管場所

#### ④ 避難所と避難者支援の考え方について

- 1 避難所
- 2 避難所の運営
- 3 避難者の支援

#### ⑤ 要援護者の避難の考え方について

- 1 要援護者の避難の考え方
- 2 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要援護者の避難
- 3 その他の要援護者の避難

#### ⑥ 安定ヨウ素剤の取り扱いの考え方について

- 1 安定ヨウ素剤の配布体制の整備
- 2 安定ヨウ素剤の予防服用
  - ・事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示
  - ・緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示

#### ⑦ 避難等に関する情報伝達の考え方について

- 1 避難等に関する情報伝達
- 2 伝達内容
  - ・時 機  
警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至った場合  
事故や災害の状況に大きな変化があった場合  
避難準備、屋内退避、避難等を指示する場合  
その他情報提供が必要な場合
  - ・内 容  
事故や災害の状況に関すること  
市及び関係機関の対応状況に関すること  
避難準備、屋内退避、避難等の指示に関すること  
その他、必要な情報

#### ⑧ 自治会、自主防災組織等との連携の考え方について

篠山市は、住民の避難が少しでも円滑に実施できるよう、平常時から自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等に対し協力を求める。

事故発生時においては、避難カードの収集や逃げ遅れ防止活動への協力を求める。

**⑨ 学校等への対応の考え方について**

児童等が各施設で修業等をしている場合は、速やかに帰宅させることを前提として、各施設管理者が定める避難計画と連携して対応する。

**⑩ 事業所等への対応の考え方について**

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、あらかじめ避難計画の作成に努め、原子力災害発生時の体制を整えておく。

**⑪ 観光客等への対応の考え方について**

観光客等は、「警戒事態」の段階で市外退去することとする。

避難手段については、原則、来訪手段と同様の手段で避難する。